

倫理及び利益相反防止に関する規程

特定非営利活動法人あそびとまなび研究所

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利法人あそびとまなび研究所（以下「当法人」という。）が目的とする子どものあそびと学びにかかわる実践と調査・研究を通して、子育て環境の改善を図ることにより、子どもと親の健やかな育ちとまちづくりを応援するという責務の重大さを認識して、社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、役員及び職員（以下「役職員」という。）とする。

(人権の尊重)

第3条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(遵守事項)

第4条 役職員は、法令、定款及び内部規則の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先とする。

- 2 役職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己又は第三者の私的利益を図ること及びその斡旋・強要をしてはならない。
- 3 役職員は、宗教団体、政党、公職の候補者及び暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。
- 4 役職員は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(情報公開)

第5条 当法人は、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開し、当法人の開かれた活動を推進するものとする。

- 2 情報公開の対象書類は、次のとおりとする。
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 役員の報酬及び費用に関する規程
 - (4) 事業計画書及び事業報告書

(利益相反等の防止及び申告)

第6条 当法人は、利益相反を防止するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当する者でないことを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、第5条の規定に基づき情報を公開しなければならない。

- 2 理事会の決議に当たっては、定款に基づき、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

(特別な利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体等のみの利益の増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(守秘義務)

第8条 役職員は、個人情報を含む当法人の業務において知りえた業務上の機密（取引先や業務内容などの法人の運営に関する一切の事項・情報のうち、第5条により公開されるべき情報を除く）を在職中はもちろん退職後も開示・漏えいもしくは自ら使用しないことを約束いたします。

(個人情報の保護)

第9条 当法人はこの規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 当法人の役職員は、職務上若しくは活動上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

附則

この規程は、令和2年4月20日から施行する。